令和６年度第２回つくば市公共交通活性化協議会
次第

日 時：令和６年(2024 年)９月９日(月) 10 時 00 分～
場 所：つくば市役所 本庁舎２階 会議室 201

１　開　会

２　挨　拶

３　議　題

（1）審議案件

案件１　デジタル田園都市国家構想交付金（TYPES）を活用した自家用有償旅客運送事業について

（2）報告案件

案件１　６－７公共交通政策点検・評価業務及び交通計画策定業務委託について（状況報告）

４　その他

５　閉　会

■配布資料一覧

令和６年度つくば市公共交通活性化協議会　委員名簿
令和６年度第２回つくば市公共交通活性化協議会　席次表

資料１　デジタル田園都市国家構想交付金（TYPES）を活用した自家用有償旅客運送事業について
資料２　６－７公共交通政策点検・評価業務及び交通計画策定業務委託について（状況報告）

--参考資料--
参　考　つくば市公共交通活性化協議会規約

審議案件1

資料1

デジタル田園都市国家構想交付金（TYPES）を活用した自家用有償旅客運送事業について

令和6年（2024年）9月9日（月）

総合交通政策課

TSUKUBA

（1） 地域課題及び将来的な地域像

再掲

TSUKUBA

路線バス・タクシーを含むあらゆる交通モードでドライバー不足が喫緊の共通課題。
デジタルをフル活用したドライバー確保と運行の効率化で地域公共交通の復活を実現。

地域公共交通

市民を支える交通モード

- タクシー
- 乗合タクシー
- 路線バス
- コミュニティバス

共通する喫緊の課題

ドライバー不足

タクシー不足　移動手段の喪失　バス減便・廃線

解決策

デジタルをフル活用した1種免許ドライバーの確保＆運行の効率化で
地域公共交通の維持・拡大にチャレンジ

ドライバーバンク

1種ドライバーを獲得～育成～管理するための
プラットフォームを構築し、ドライバー不足を解決

配車アプリ

AIが最適な配車・送迎ルートを算出することで
1種ドライバーの運行効率・移動の利便性を向上

座組み

つくば市 City of Tsukuba　茨城県 牛久市 CITY OF USHIKU　下妻市 SHIMOTSUMA CITY　土浦市 TSUCHIURA CITY　茨城県

（2） 運送事業サービスの概要

再掲

以下2つの運送事業サービスを実現させることで、4自治体における交通課題の解決を目指す。

① 1種免許ドライバーを獲得・育成・管理するプラットフォーム「ドライバーバンク」を構築。自家用有償旅客運送の仕組みを使い、公共交通事業者の協力を得て、持続的な公共交通にチャレンジ。

② 自治体ごとに独自管理・運行して非効率となっている公共交通に、配車アプリプラットフォームを導入し運行効率を改善。

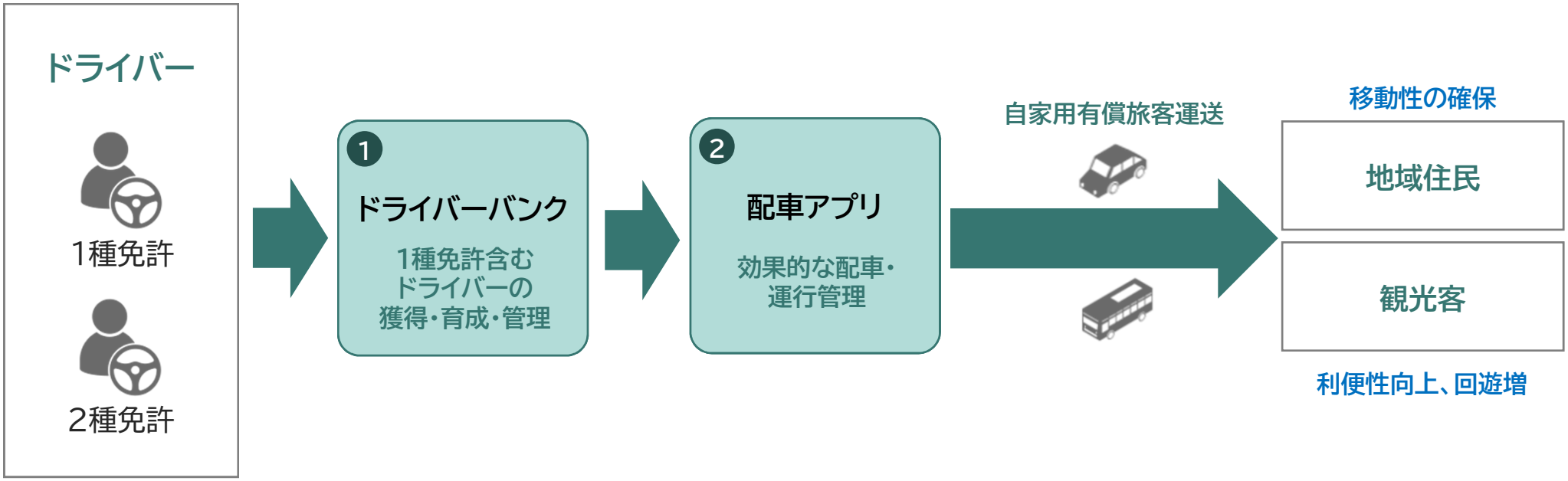

（3）ドライバーバンクの概要

再掲

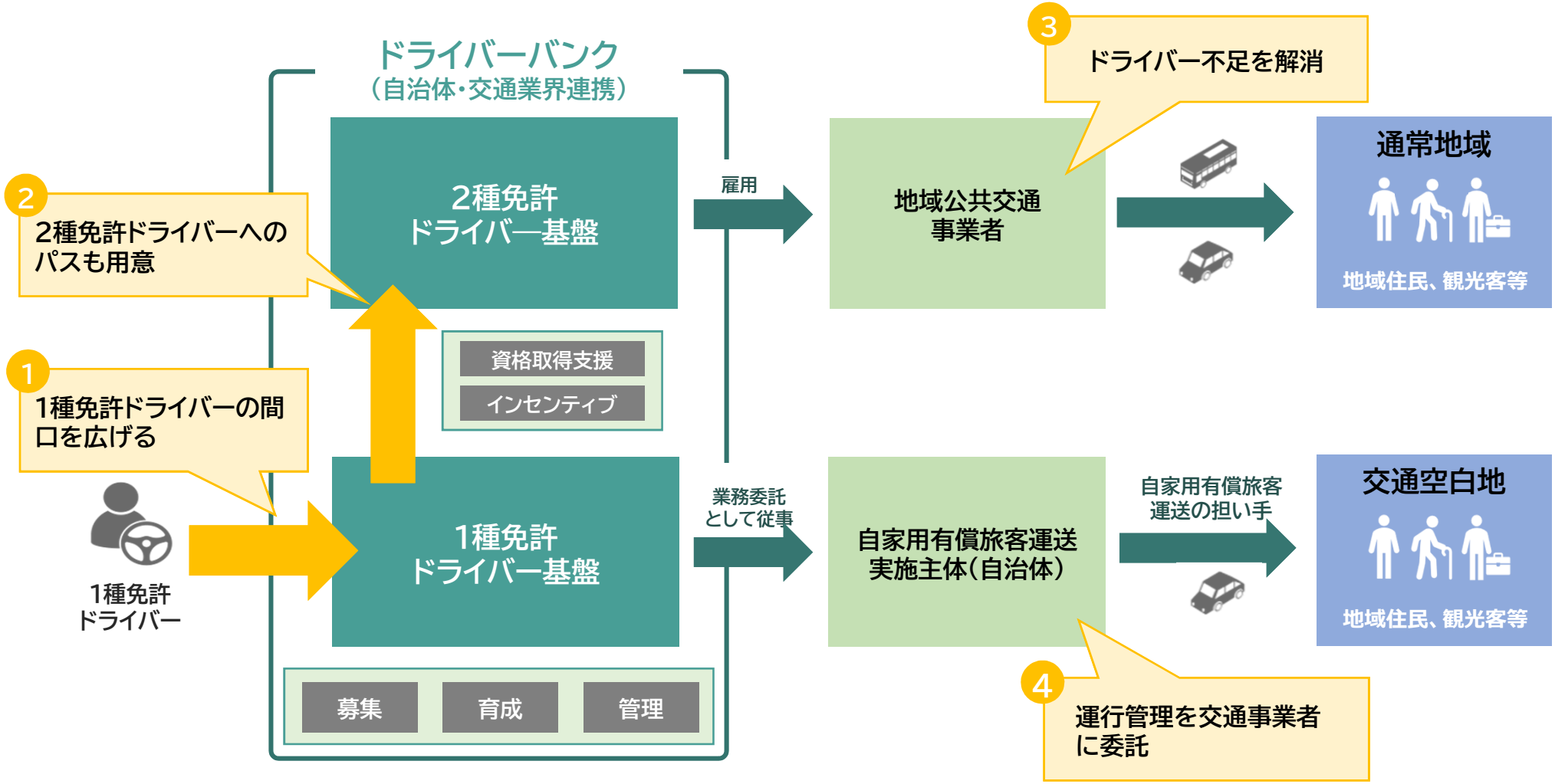

（4） 桜ニュータウンエリア　運行概要

項目	内容
事業主体	つくば市
主な対象者 （運送しようとする旅客の範囲）	地域住民、来訪者
運行形態	エリアオンデマンド運行（乗降ポイント間の運行）
運送の区域	【区域内：乗降ポイント間の移動】 つくば市：　下広岡の一部 土浦市　：　天川1・2丁目、永国台、上高津新町、上高津町、永国町、 中高津1～3丁目、下高津1～4丁目、国分町 【区域外：区域内の乗降ポイントと区域外の指定乗降ポイント間の移動】 つくば市：　つくば駅、学園並木 土浦市　：　ジョイフル本田、県南病院
運行期間	令和7年（2025年）1月～令和9年（2027年）3月
運行時間帯	【平日及び土曜日】 6:00～8:00／17:00～21:00 【日曜日及び祝日】 6:00～21:00 ※年末年始（12/29～1/3）を除く
運賃 （旅客から収受する対価）	【事前予約】 1人1回600円 【直前予約】 1人1回800円 ※子供（小学生）半額、未就学児無料

（5） 桜ニュータウンエリア　運送の区域・条件

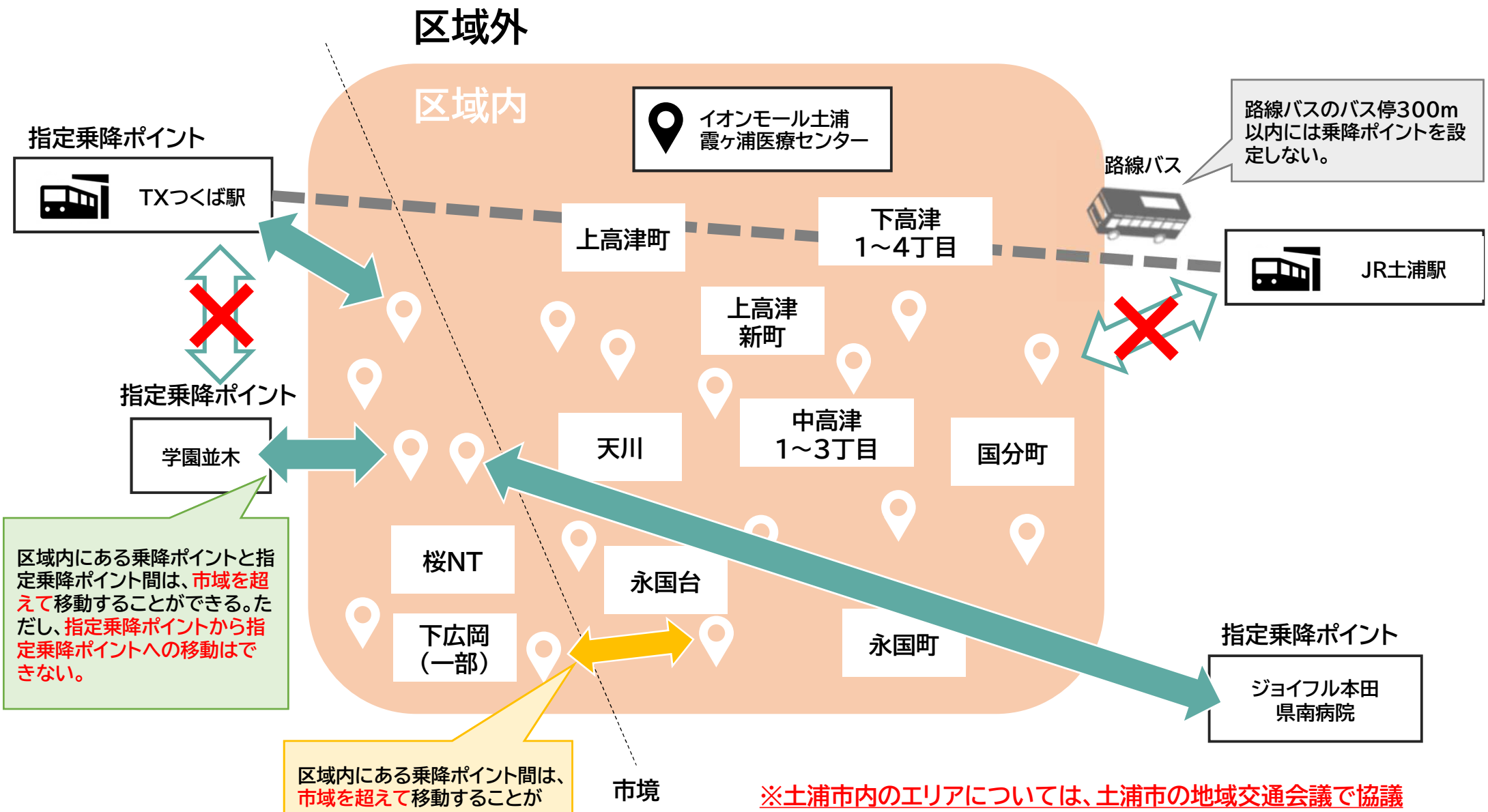

※土浦市内のエリアについては、土浦市の地域交通会議で協議

（6） 筑波山エリア　運行概要

項目	内容
事業主体	つくば市
主な対象者 （運送しようとする旅客の範囲）	地域住民、来訪者
運行形態	エリアオンデマンド運行（乗降ポイント間の運行）
運送の区域	つくば市筑波・沼田の一部 （筑波山つつじヶ丘～筑波山神社入口～筑波山口）
運行期間	令和7年（2025年）1月～令和9年（2027年）3月
運行時間帯	17:00～20:00 ※年末年始（12/29～1/3）を除く
運賃 （旅客から収受する対価）	1人1回1,000円 ※子供（小学生）半額、未就学児無料

（7） 筑波山エリア　運送の区域・条件

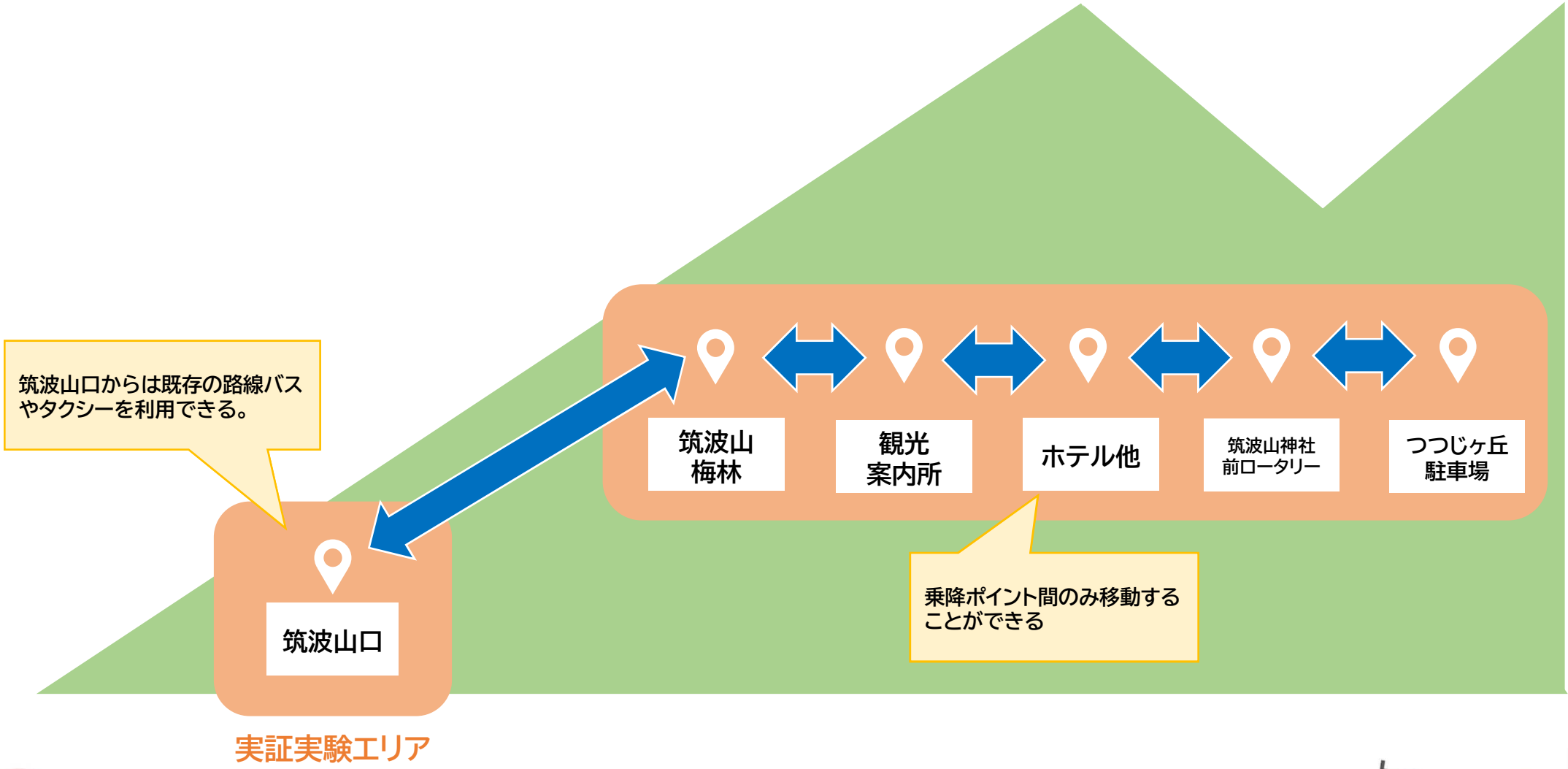

（8） その他必要と認められる措置

項目	内容
自家用有償旅客運送に使用する自動車の種類ごとの数	調整中（ドライバーの集まり次第）
運転者に求められる要件	以下の募集要件で調整中 ・1種免許取得後3年以上経過 ・過去2年以内に免許停止履歴がない ・任意保険に加入 ・スマホまたはタブレットを保有し、使用できる ・原則定員4人以上の自家用車所有 ・国土交通大臣認定講習を受講（費用は支給）
損害賠償措置	自家用有償旅客運送自動車保険に加入（予定）
運行管理の体制 整備管理の体制 事故時の連絡体制	地元の公共交通事業者への委託を調整中
苦情処理体制	・メール及び電話で受け付け（予定） ・アプリ上のレビュー機能（予定）
ドライバー報酬	調整中

（9） 令和6年度事業計画

ドライバー募集開始

実証実験運行開始

		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ドライバーバンク	企画・構想	サービス設計	展開計画、プライシング検討	活性協審議					事業性検証 KPI測定	
	運営				ドライバー向け広報・研修			自家用有償旅客運送サービスとの連携開始		
	システム開発	要件定義		システム開発（標準機能）			（追加機能）			
配車アプリ・実証実験	企画・構想	サービス設計（DBとの連携）	各自治体のエリア・運行形態決定						事業性検証	
	運営				利用者への周知、利用方法説明			自家用有償旅客運送サービスの提供開始		
	システム開発	要件定義		システム開発（標準機能）			（追加機能）			

報告案件1

資料2

６－７公共交通政策点検・評価業務及び交通計画策定業務委託について（状況報告）

令和6年(2024年)9月9日(月)

総合交通政策課

TSUKUBA

目次

検討状況の報告

（1）業務概要

（2）スケジュール（予定）

（3）市民及び公共交通利用者の移動行動並びに移動に関する意向調査

①R6年度の調査概要

②R6一般市民アンケート調査について

③R6バス利用者アンケート調査について

(1)業務概要

▼ 件名

６－７公共交通政策点検・評価業務及び交通計画策定業務委託

▼ 履行期間

令和6年(2024年)7月～令和8年(2026年)3月　※2年間で実施

▼ 業務内容

① つくば市地域公共交通計画(令和3年4月～)の点検・評価(令和6、7年度)

② つくバスと路線バスの重複箇所の見直し等

③ 第2次つくば市地域公共交通計画(令和8年4月～)の策定

④ つくば市総合都市交通体系調査(平成28年3月～)の中期点検・評価

⑤ 市民及び公共交通利用者の移動行動並びに移動に関する意向調査 【報告】

(令和6年度と令和7年度の2回実施)

(2)スケジュール(予定)

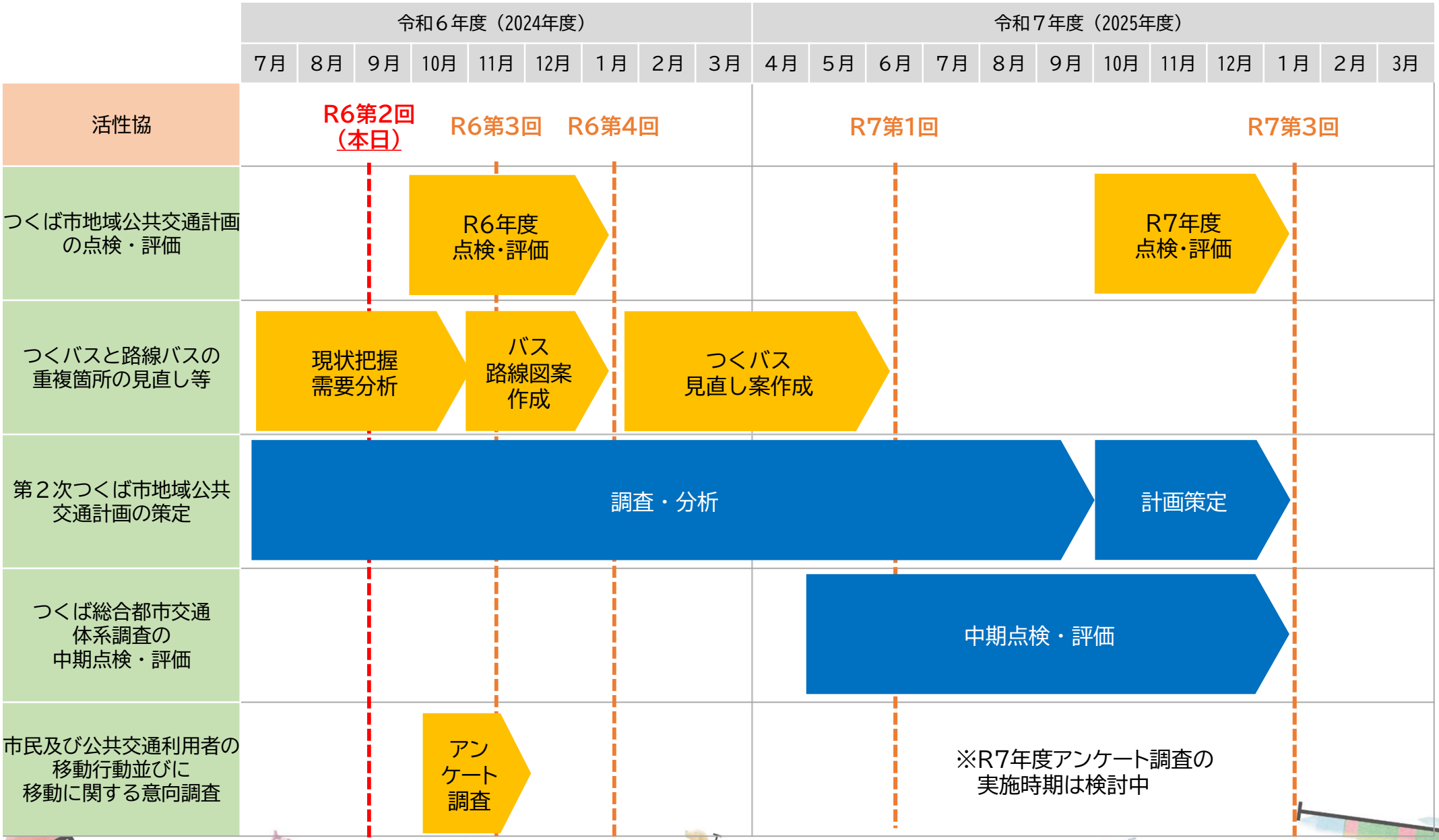
令和６年度（2024年度）
令和７年度（2025年度）
７月 ８月 ９月 10月 11月 12月 １月 ２月 ３月 ４月 ５月 ６月 ７月 ８月 ９月 10月 11月 12月 １月 ２月 3月
活性協
R6第2回（本日）
R6第3回
R6第4回
R7第1回
R7第3回
つくば市地域公共交通計画の点検・評価
R6年度 点検･評価
R7年度 点検･評価
つくバスと路線バスの重複箇所の見直し等
現状把握 需要分析
バス 路線図案 作成
つくバス 見直し案作成
第２次つくば市地域公共交通計画の策定
調査・分析
計画策定
つくば総合都市交通体系調査の中期点検・評価
中期点検・評価
市民及び公共交通利用者の移動行動並びに移動に関する意向調査
アンケート調査
※R7年度アンケート調査の実施時期は検討中

（3）市民及び公共交通利用者の移動行動並びに移動に関する意向調査

①R6年度の調査概要

○つくば市地域公共交通計画のR6年度点検・評価、つくバスと路線バスの重複箇所の見直し等、市民や公共交通利用者の移動実態・意向などを把握することを目的に、R6年度は、市内居住者を対象とした「一般市民アンケート」と市内を運行するバス路線を対象とした「バス利用者アンケート」を実施する。

○また、別途、市外からの通勤通学や買物等での来訪者の移動実態を把握すること目的に、携帯GPS系のビッグデータを購入、分析する。

▼R6年度のアンケート調査

種類	対象	調査結果の活用		
		R6年度 点検・評価	つくバスと路線 バスの重複箇所 の見直し等	移動実態・意向 などの把握
一般市民 アンケート	市内居住者	●	●	●
バス利用者 アンケート	市内バスの 利用者		●	●

（3）市民及び公共交通利用者の移動行動並びに移動に関する意向調査

②R6一般市民アンケート調査について

○つくば市地域公共交通計画のR6年度点検・評価、つくバスと路線バスの重複箇所の見直し等、市民の移動実態・意向などを把握することを目的に、市内居住者を対象とした「一般市民アンケート」を実施する。

▼実施時期（予定）

・発　　送：令和6年10月9日（水）
・回答期限：令和6年10月25日（金）

▼対象者

・3,000人（市内居住者の16-84歳より無作為に選定）

▼調査方法

・郵送配布
・郵送またはWeb回収
（対象者が紙の調査票かWeb回答かを選択する方法）

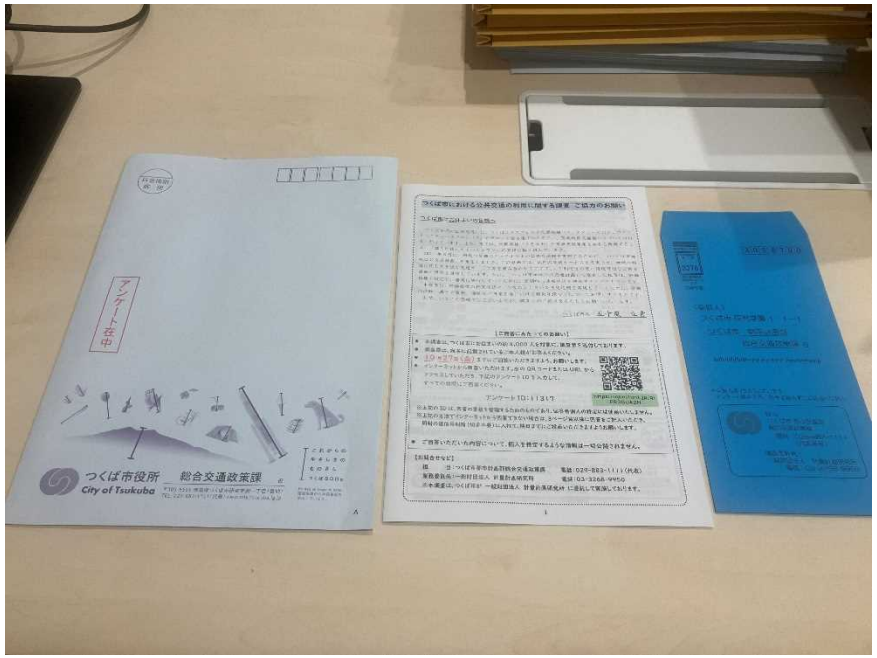

例）昨年配布した調査物件一式

（3）市民及び公共交通利用者の移動行動並びに移動に関する意向調査

②R6一般市民アンケート調査について

▼調査内容（設問）案

調査対象者自身について	性別、年齢階層、居住地、職業、勤務先・通学先、テレワーク等の実施状況、世帯構成、運転免許の保有状況、自由に使える自動車の有無、免許返納による行動変化（免許返納した方のみ）、日常的に利用する交通手段 （点検評価：【指標2-1】日常利用する交通手段が公共交通の人の割合）、移動困難の程度
日常生活における外出について	・直近で外出した平日（土日祝日を除く）における1日の移動状況（目的地、移動目的、移動手段、出発時間帯） ・日常生活における送迎に関すること（送迎する、送迎してもらう）
公共交通の利用について	・公共交通全体に対する満足度 （点検評価：【指標2-3】市民の公共交通に対する満足度） ・路線バスの利用頻度、改善点または利用しない理由、現状の満足度 ・つくバスの利用頻度、改善点または利用しない理由、現状の満足度 ・つくタクの利用頻度、改善点または利用しない理由、現状の満足度
公共交通に対する考えについて	・公共交通の継続に向けて協力できること （点検評価：【指標2-2】公共交通の維持・運営に対する市民意向） ・公共交通の維持等に向けての行政のあるべき姿について ・公共交通利便性の低い地域で確保されるべき活動について ・公共交通に対する公的負担について
自転車走行・歩行環境について	・日常の自転車の利用頻度 ・自転車の走行環境や駐輪場所の満足度 ・歩行環境の満足度

（3）市民及び公共交通利用者の移動行動並びに移動に関する意向調査

③R6バス利用者アンケート調査について

○つくバスと路線バスの重複箇所の見直し等、公共交通利用者の移動実態・意向などを把握することを目的に、市内を運行するバス路線を対象とした「バス利用者アンケート」を実施する。

▼実施時期（予定）

・令和6年10月9日（水）～令和6年11月6日（水）

▼対象者

・市内を運行するバス路線（つくバス、つくばね号、路線バス）の利用者

▼調査方法

・市内を運行するつくバス、つくばね号、路線バスのバス車内に掲示するポスター（右図が案）のQRコードを読み込みWebで回答・回収

例）バス車内に掲示予定のポスター（案）

③R6バス利用者アンケート調査について

▼調査内容（設問）案

調査対象者自身について	・性別 ・年齢階層
よく利用するバスについて	・バス種類、路線 ・利用頻度 ・利用目的 ・満足度
意見	自由記述

例）Web回答ページ（案）

つくば市公共交通活性化協議会規約

（目的）

第１条　つくば市公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するために設置する。

（事務所）

第２条　協議会の事務所は、つくば市役所内（つくば市研究学園一丁目１番地１）に置く。

（協議事項及び事業）

第３条　協議会は、第１条の目的を達成するため、次の協議及び業務を行う。

(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の様態等に関すること。

(2) 交通空白地有償運送及び福祉有償運送の必要性並びに旅客から収受する対価に関すること。

(3) 地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の策定、進捗管理及び変更の協議に関すること。

(4) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。

(5) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、第１条の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第４条　協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

(1) 一般乗合旅客自動車運送事業者

(2) 一般乗用旅客自動車運送事業者

(3) 鉄道事業者

(4) 茨城県知事の指名する者
(5) 茨城県警察つくば警察署長又はその指名する者
(6) 地区代表区長又はその指名する者
(7) 学識経験者
(8) 市長又はその指名する者
(9) 国土交通省関東運輸局茨城運輸支局長又はその指名する者
(10) 一般社団法人茨城県バス協会及び茨城県ハイヤー・タクシー協会
(11) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
(12) 前各号に掲げる者のほか、協議会が特に必要と認める者

２　委員の任期は、当該選任の日から当該会計年度の翌年度の３月末日までの期間とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠により委嘱し、又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　必要に応じ、委員の追加を行うことができる。なお、追加された委員の任期は、現任者の残任期間とする。

４　委員は、任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行う。

（役員）

第５条　協議会に次の各号に掲げる役員を置き、その定数は、当該各号に定めるところによる。

(1) 会長１人
(2) 副会長２人
(3) 監事２人

２　役員は、前条第１項の規定に基づき、委員となるべき者の中から、互選によりこれを選任する。

３　会長、副会長及び監事は、これを相互に兼ねることはできない。

（役員の職務）

第６条　会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

２　副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

３　監事は、協議会の出納監査を行い、その状況を会長に報告する。

（会議）

第７条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　会議は委員の過半数の出席をもって成立とする。なお、会長が認めた場合は、オンラインでの参加も出席とみなす。ただし、この場合においては、委員の自宅の一室又は勤務先の会議室等、委員以外の第三者が存在しない場所で出席するものとする。

３　委員は、やむを得ず会議を欠席する場合は、あらかじめ会長に申し出ることにより、その属する団体から代理の者を出席させることができる。ただし、この場合において、委員は当該代理の者に対し、欠席する委員の権限について委任状により委任を行うものとする。

４　会議の議決は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

５　緊急の議決を要する場合、又は非常事態等、委員が一同に参集できない場合は、書面による審議の上、書面表決にて決議する。

６　会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

７　協議会は、必要があると認められるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

８　前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（会議結果の尊重義務）

第８条　協議会で協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

（幹事会）

第９条　協議会に提案する事項について調査、検討、協議をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

２　幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（運賃分科会）

第１０条　運賃及び料金の設定又は変更に関する事項については、必要に応じ協議会に運賃分科会を置くことができる。

２　運賃分科会の組織、運営その他必要な事項は、道路運送法第９条第４項に基づき、会長が別に定める。

（選定委員会）

第１１条　協議会が実施する事業について、事業者選定をする際は、必要に応じ協議会に選定委員会を置くことができる。

２　選定委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）

第１２条　協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

２　事務局は、つくば市都市計画部総合交通政策課に置く。

３　事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

４　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（経費の負担）

第１３条　協議会の運営に要する経費は、負担金及び補助金をもって充てる。

（財務に関する事項）

第１４条　協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（報酬及び費用の弁償）

第１５条　会議に出席した委員及び第７条第７項の規定により会議に出席した者、幹事会に出席した委員及び幹事会規程第５条第４項の規定により幹事会の会議に出席した者、運賃分科会に出席した委員並びに選定委員会に出席した委員は、会議開催場所である会議室に参集しての参加の場合に、各会議及び選定委員会への出席に係る報酬並びに費用の弁償を受けることができる。また、同会議にオンラインで参加した場合、もしくは書面による表決をした場合は、同会議への出席に係る報酬のみを受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りではない。

(1) これに代わる対価を別に得ている場合

(2) 代理の者が会議に出席した場合

２　前項の報酬の額は、１回につき 8,500 円とし、費用の弁償の額は、１回につき 2,000 円とする。

３　前項の支給方法は、原則として現金による手渡しとし、オンラインによる参加、もしくは書面による表決の場合は、会議翌日以降の銀行振り込みも可能とする。

（協議会が解散した場合の措置）

第１６条　協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（委任）

第１７条　この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成 21 年２月 24 日から施行する。

附則

この規約は、平成 21 年７月１日から施行し、改正後の規定は平成 21 年４月１日から適用する。

附則

この規約は、平成22年５月27日から施行し、改正後の規定は、平成22年５月６日から適用する。

附則

この規約は、平成23年５月25日から施行し、改正後の規定は、平成23年４月１日から適用する。

附則

この規約は、平成26年５月27日から施行し、改正後の規定は、平成26年４月１日から適用する。

附則

この規約は、平成26年８月21日から施行し、改正後の規定は、平成26年６月28日から適用する。

附則

この規約は、平成27年５月29日から施行する。

附則

この規約は、平成28年５月30日から施行する。

附則

この規約は、平成29年５月30日から施行する。

附則

この規約は、令和元年５月30日から施行する。

附則

この規約は、令和２年３月18日から施行する。

附則

この規約は、令和３年６月３日から施行する。

附則

この規約は、令和４年６月28日から施行する。

附則

この規約は、令和５年６月19日から施行する。

附則

この規約は、令和６年１月18日から施行する。